

第3章 総合的な取組に向けて

第1節 犯罪被害者等基本法の制定

1 制定の経緯

第1章で見たとおり、これまでの個別の取組が相当の成果を上げる一方、そうした各府省庁単位での取組は一定の壁に突き当たった感も生じていた。また、第2章で見たとおり、依然として犯罪被害者等の置かれた状況には深刻なものがあり、満たされない様々なニーズが存在していた。そうしたことから、民間ボランティアによる被害者支援組織や、被害者や遺族らによる自助グループが相次いで結成され、総合的な取組を求める声が高まっていった。

こうした状況から、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな第一歩を踏み出す必要があった。

総合的な取組に向けて更なる進展が求めら

れる中、犯罪被害者等の悲痛な叫びが契機となり、政治主導による基本法制定に向けた動きが始まった。

平成15年、約39万余の署名を持参した被害者団体のメンバーと面会した小泉総理大臣が、犯罪被害者のための施策の検討を進めるように指示をしたことを受け、平成16年2月より、自民党司法制度調査会において検討が開始され、平成16年6月、「犯罪被害者のための総合的施策のあり方に関する提言」がとりまとめられた。本提言の中では、今後の方向性として、「①一日も早く基本法を制定し、犯罪被害者の権利を守り、支援する原則を明らかにした上、犯罪被害者のための施策の理念、総合的施策、施策を実施・推進していくための体制を含むグランドデザインを明らか

基本法制定までの経緯

【基本法までの施策の展開】

- ・昭和30年代の自動車損害賠償保障法の制定、刑法等での証人保護のための規定の新設
- ・昭和55年の犯罪被害者等給付金支給法の制定
- ・平成8年以降の警察による総合的支援施策
- ・平成12年の刑事手続における配慮・保護を規定した犯罪被害者等保護二法の制定 等

【犯罪被害者等からは依然として不満の声】

- ・経済的支援が不足
- ・刑事手続での扱いに不満
- ・二次的被害（配慮に欠けた対応をされることで副次的に受ける精神的被害）の訴え
- ・民間を含めた支援体制が不十分
- ・医療・福祉サービスの不足
- ・国民の理解が不足 等

【基本法制定】

- ・平成16年2月～ 与党内での検討等 議員立法
- ・平成16年12月、**犯罪被害者等基本法**の成立